

TOKOニュースレター

Vol. 11/2011年9月号 発行日:2011年9月15日

円高は、企業の業績に大きな影響を及ぼします。日本の産業を空洞化させないためにも、政府の円高対策が注目されます。新しい野田内閣がどのような対策を打って出るか楽しみですね。

- I. 最新情報(2011年8月1日~2011年8月31日)
- 1. 一般会計(会計制度委員会)

特になし。

2. IFRS 関係(会計制度委員会)

特になし。

- 3. 非営利・公会計(非営利法人委員会・公会計委員会)特になし。
- 4. 学校法人会計(学校法人委員会) 特になし。
- Ⅱ.連絡広場
- 1. ワンポイントメッセージ

情報セキュリティーの管理

PC の普及とともにネット社会が到来したことにより、情報は紙から電子へ姿を変え我々の日常生活に深く密接に溶け込んでいます。今や情報は、空気のような存在ともいえるので、知らぬ間に大切な情報が外部に漏れている可能性があります。

最近の情報漏洩に関する記事を目にすると、改めて身を引き締めなくてはならないと感じております。できることから始める情報セキュリティーの強化が望まれます。重要なポイントは、運用です。各人が情報セキュリティーに関する意識を高め、第三者によるモニタリングを定期的に行うと効果があります。

くできることの例>

- USB メモリーには、データを残したままにしない。また PC 内に余計なデータを残さない。
- PC のファイヤーオール機能を有効にしておく。
- メール添付でファイルを送る時には、必ずパスワードでロックする。

- 各人が情報の取扱いについて強い関心をもつよう勉強会を開催する。
- PC にインストールされているソフトウエアを常に最新の状態にしておく。
- 重要なファイルには、パスワードでロックする。

2. 今月のQ&A

Q 優先株式にかかる少数株主損益について

当社の連結子会社であるX社は、議決権のない優先株式を発行しています。この優先株式は、当社だけでなくX社の少数株主も保有しています。この場合、純資産の少数株主持分への配分は、「連結財務諸表における資本連結に関する実務指針(会計制度委員会報告第7号)」で明記されていますが、当期純利益を少数株主に配分する方法は明記されていません。どのように計算すれば良いでしょうか?

A.「連結財務諸表における資本連結に関する実務指針(会計制度委員会報告第7号)」の第51項には「・・・優先株式の株主が議決権を有しない場合、子会社の資本に含まれている優先株式と優先配当額のうち外部株主に帰属する部分をまず少数株主持分へ振り替え、残額を親会社の個別財務諸表に計上されている優先株式残高と相殺消去する。振替及び相殺消去を行った後の子会社の資本のうち少数株主に帰属する額は、普通株式の少数株主持分比率に基づき算定する。・・・」とされています。あくまで私見ですが、当期純利益を少数株主利益に配分する方法についても、本実務指針第51項の純資産の配分に準じて行う方法は合理性があると思われます。

Ⅲ. 解説シリーズ

「おさらいシリーズ」第一弾「減損会計」

第7回 日本基準とIFRSとの大きな相違点(最終回)

文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、弊法人の公式見解ではありませんので予めご了承願います。

日本基準では、減損損失の戻入れは行われませんが、IFRSでは、価値の回復を期待できる兆候がある場合には、 資産の回収可能価額の再計算を行い、回収可能価額まで減損損失を戻し入れることになります(のれんを除く)。 日本基準では、減損の認識に際して、割引前将来キャッシュフローを用いますが、IFRSでは、割引後将来キャッシュフローでの判定になります。よって、日本基準よりも減損損失を計上する範囲が広くなります。

「おさらいシリーズ」第一弾「減損会計」は今月号で終了します。また新たなテーマのもと「おさらいシリーズ」 の連載をしていきたいと思いますのでご期待ください。

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以上